

文学部学科履修規程

昭和50年4月1日 制定

第1章 総 則

第1条 別府大学学則（以下「学則」という。）第35条及び第43条第1項に基づきこの規程を定める。

第2章 科目の履修

（卒業資格）

第2条 学則第43条に定める卒業の要件を備えるためには、次の表に掲げる科目区分に応じた単位を修得しなければならない。

科目区分 \ 学科	国際言語・文化学科	史学・文化財学科	人間関係学科
教 養 科 目	32単位以上	32単位以上	32単位以上
専 門 科 目	68単位以上	68単位以上	68単位以上
教養科目・専門科目	24単位以上	24単位以上	24単位以上
合 計	124単位以上		

2. 教養科目及び専門科目の履修方法については、別表をもって定める。

第3条 学則第27条の規定に基づいて開設した「外国人留学生及び帰国子女を対象にした科目」（以下「日本語科目」という。）は、16単位まで教授会の議を経て卒業の要件として修得しなければならない教養科目群の単位にあてることができる。

2 日本語科目において修得した単位は、教養科目群の科目区分中コア1からコア5までの授業科目の単位にあてるものとする。ただし、コア科目を除いた他の授業科目において修得したものとみなすことはできない。

（各学年終了時における最低取得単位数及びGPA基準）

第4条 各学年終了時における教養科目及び専門科目の単位数を合計した取得すべき最低単位数は、次のとおりとする。

- 1年次 28単位
- 2年次 56単位
- 3年次 84単位

2 最低達成すべき学業評価指標（Grade Point Average）（以下「GPA」という。）は、当学期及び通算共に0.5とする。なお、GPAについては、「別府大学におけるGPA制度の取扱いに関する規程」に定めるところによる。

（修学指導及び退学勧告）

第5条 各学年終了時における取得単位数が前条第1項に定める基準を満たさない場合及び当学期GPA並びに通算GPAが前条第2項に定める基準を満たさない場合は、修学指導を行う。

2 前項の修学指導を行ったにもかかわらず、なお成績が改善される見通しが立たない場合は、

成業の見込みがない者として、教授会で審議の上、退学を勧告することがある。ただし、疾病等による休学等正規の手続きを経た者については、この限りではない。

第3章 受 講

(受講手続)

第6条 学則で定める授業科目を受講するためには、年度当初の所定の期日までに所定の受講手続を完了しなければならない。

第7条 学生が所属する学科の授業科目を受講する時は、コンピューターによる履修申請をしたうえで履修登録票を教務課に、受講票を授業科目の担当教員にそれぞれ提出しなければならない。

2 学則第26条の2の規定によって履修科目として登録することのできる単位数の上限は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 前学期又は後学期において履修登録できる教養科目（日本語科目を含む。）及び専門科目の単位数は、各年次ともに各学期24単位までとする。ただし、通算GPA又は前学期GPAが3.5以上の学生には、当該学期の履修上限を26単位まで緩和する。なお、通年の授業科目の単位数は、二分の一を各学期に振り分けて計算する。

(2) 前号の単位数には次に掲げる単位は含まない。

ア 教養科目及び専門科目以外の教育職員免許状の取得等の免許・資格取得に係る授業科目の単位

イ 卒業論文、卒業制作および卒業研究の単位

ウ 集中講義の授業科目の単位

エ 単位互換科目の単位

オ 学則第32条・第33条及び第34条に定める認定科目の単位

(3) 前第一号は、学則第22条・第23条並びに第24条の定めにより入学した者、第42条の定めにより転学部等した者には適用しない。

第8条 正当な理由がなくて所定の期間中に受講手続を完了しない者は、授業を受講することができない。

第9条 受講手続後の履修科目の変更・追加・取消しは原則として認めない。

第4章 単位の修得

(単位の修得)

第10条 一つの授業科目の単位を修得するためには、その授業を受講して単位認定試験（以下「試験」という。）に合格しなければならない。

2 試験に合格しなかった者及び試験を受けなかった者が当該授業科目の単位を修得しようとする時は、改めて第7条に定める受講手続をして授業を受講しなければならない。

第5章 単位認定試験及び成績

(試験)

第11条 試験は学期末に期間を定めて実施する。ただし、この期間に実施できない時は、学長が別に定める期間に実施することができる。

2 前項の試験は、筆記によるものを原則とする。学習の成果を評価するために研究報告・論文

等をもってこれに代えることができる。

- 3 実習・実験または実技の方法で授業を行うものは、前項の規定によらない方法で学習の成果を評価することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、授業科目によっては定めた期間外に試験を行うことがある。

(受験資格)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目を、当該学期において受講手続を完了していないとき。
- (2) 試験を受けようとする授業科目に対する出席時数が総授業時数の3分の2（ただし、社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省・厚生労働省令第3号）第1条第18号に掲げる「相談援助実習」については5分の4）に満たないとき。
- (3) 授業料その他の納付金未納のとき。
- (4) 受験中に学生証を所持していないとき。
- (5) 試験開始後25分以上遅刻したとき。

(成績評価)

第13条 成績評価は第11条に定める試験等によって行い、これには授業中における小テストなどの結果を加味することができる。

第14条 学則第31条第3項に定める成績評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

- 2 点数に対する評語及び単位の認定は、次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

- 3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語	左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点 AA	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験等において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点 A	授業科目の内容を良く理解しており、試験等において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点 B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験等において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点 C	授業科目の内容は理解でき、試験等において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下 F	試験等において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

- 4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（GPA）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

(登録の取消し)

第15条 受験中に不正行為を行った者に対しては、その学期中の全試験科目の登録を取り消す。

2 受験中に答案を持ち出した者については、その受験科目の登録を取り消す。

(追試験)

第16条 正当な理由によって学期末試験期間に試験を受けることができなかった者に対しては、本人の願い出により、審査の上、追試験を行うことができる。

- 2 追試験の願い出は病気の場合には医師の診断書を、それ以外の事由の場合には証明書を添付し、試験終了後の所定期間に願い出なければならない。
- 3 学長は、追試験の願い出に係る審査を教務委員会に付託するものとする。
- 4 審査の結果は、学科の教務委員から当該学生に伝達する。
- 5 追試験の受験料は徴収しない。

第17条 追試験を許可された授業科目の追試験を欠席した時は、当該追試験は実施しない。

(再試験)

第18条 試験等の結果、不合格として評価した授業科目は再試験を行うことができる。

- 2 4年次生については、本人の願い出によって年度間を通じて5科目まで受験することを認めることができる。
- 3 再試験を実施する授業科目は、当該年度に開講しているものに限るものとする。
- 4 受験の願い出は、当該学期の試験終了後の所定の期日までに受験料を添えて教務課に行うものとする。いったん納めた受験料は、これを返還しない。
- 5 再試験の成績評価は60点を限度とする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
2. この規程は、昭和50年度入学生から適用する。
3. この規程は、昭和50年度在学生のうち、昭和49年度以前の入学生には第2条、第3条、第5条、第6条、第27条を除き適用する。
4. この規程は、昭和54年4月1日から施行する。ただし、第10条は昭和54年度入学生から適用する。
5. この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
6. この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
7. この規程は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、第9条は昭和57年度入学生から適用する。
8. この規程は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第2条は昭和59年度入学生から適用する。
9. この規程は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第5条第3項は昭和61年度入学生から適用する。
10. この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
11. この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
12. この規程は、平成2年4月1日から施行する。
13. この規程は、平成4年4月1日から施行する。
14. この規程は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条については平成5年度入学生から適用する。
15. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
16. この規程は、平成9年4月1日から施行する。

17. この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
18. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
19. この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項及び第 3 項については平成 13 年度に在籍する学生から適用する。
20. この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
21. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項は、平成 15 年 4 月 1 日に在籍している学生から適用する。
22. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、第 14 条の規定は平成 19 年度入学者から適用する。
ただし、平成 19 年 3 月 31 日に在籍する者の評語は、「優・良・可・不可」をそれぞれ「A・B・C・F」の評語に置き換えるものとする。
23. この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 21 年度の入学生から適用する。
24. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
25. この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号は、平成 24 年度の入学生から適用する。
26. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。
27. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。
28. この規程は、平成 30 年 9 月 1 1 日から施行し、平成 30 年 9 月 1 1 日に在籍する学生から適用する。
29. この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は平成 31 年度の入学生から適用する。

※規程第 2 条第 2 項に定める別表は、開講授業科目一覧をもってあてる。

なお、量が膨大なため、規程には掲載せず、開講授業科目一覧に「規程第 2 条第 2 項に定める別表」を表示することをもって替える。